

昭和50年 3月 1日

広報



# あいお

No. 135

### 人口と世帯数

(2月1日現在)

人口	9 432人
男	4.475人
女	4.957人
世帯数	2.427世帯

発行 秋穂町役場



(とじこんで保存しましょう)

ピアノにあわせてみんなたのしく (秋穂保育園)

## 今月の主な記事

身障者など在宅投票.....	2
納税コーナー.....	3
3月の保健衛生事業.....	4
郷土小史⑧.....	5
おかあさんのページ.....	6

## 春の心

六日は「啓蟄けいちつ」。冬眠からさめた虫たちが、やわらいだ土のとびらを押し開いて出てくる日とされています。まだ冬の戻りのきびしさもあります。もうが、そのあいだをぬってずっと近づく春の暖かさ。

衣がえにはまだ間があります。が、どこか一ヶ所ぐらい春の装いというおしやれをしてみませんか。スカートやエプロンをもっと明るい色にかえるなど。実用一点ばりの奥さんも、こういう小さな季節感の表現で家庭のふんいきを変えられることを考えてみてください。主婦は家庭生活のディレクターと心得て、季節感を先取りし、家族を明るく演出する大きな役割も背負っているものと心がけていただきたいと思います。

# 県議会議員選挙

## 投票日 4月13日

今年統一地方選挙の年にあたり、四月には多くの市町村で、長の選挙あるいは議会議員の選挙が行なわれ、本町でも山口県議会議員一般選挙が4月13日に行われます。

○県議選挙の選挙資格者  
選挙人名簿は住民基本台帳に基いて作成されます。

○このたびの県議選挙では昭和30年4月14日以前に生まれた人で、

### 身障者などは在宅投票ができます

身体障害者と戦傷病者に対して郵便による不在者投票制度（在宅投票制度）が本年三月一日以後告示の選挙から実施されます。

- 選挙権行使の五原則**
- 一、あなたが政治の主役です。他人まかせで、政治を汚さないようにしましょう。
  - 二、選挙の主役はあなたです。あなたの権利を正しく使います。
  - 三、だれを選ぶかは、まったくあなたの自由です。他人の意志に惑わされないようにしましょう。
  - 四、選挙はあなたに代って政治に



たずさわる人を選ぶことです。あなたの身にふさわしい代表を選びましょう。

戦傷病者手帳に両下肢・体幹障害が特別項症から第二項症・心臓・腎臓・呼吸器障害が特別項症から第三項症の人で、まず町選挙管理委員会に申請して、郵便投票証明書（四カ年有効）の交付を受けます。

## 「緑が育てる豊かな未来」

### 春季緑化一・二本運動

#### 3月1日～4月10日

郷土を生活といこの場としてよりよい環境とするため、山地、生活環境とわず広く県民運動として緑化運動がとりくまれます。

結果ともなりかねません。自然に親しみ、自然を愛する心を持って、「一本切ったら二本植えよう」をモットーに郷土の緑を守りましょう。



尚、運動期間中「緑のはね募金」が行われます。趣旨をご理解のうえ、ご協力下さい。

## お知らせ

昭和50年 測量士・

測量士補国家試験

○試験日 5月25日(日)

測量士(筆記)

午前10時～午後4時

測量士補(筆記)

午後1時30分～午後4時

30分

○受験地

「広島」「松江」「福岡」

「大分」等全国24市

○願書受付 2月20日～3月20日

受験願書及び案内書は

山口県土木建築部監理課

にあります。

尚詳しい事は町役場施設課までご連絡下さい。

### 第2回 山口県フードサービスデー

山口県では価格安定協力運動の一環として、県内の食料品製造業者、卸売店、小売店の協力を得て食料品の一時価格値下げ販売（フードサービス）を実施いたします

一、期間 三月11日(火)～15日(土) 5日間

二、サービス品目 食油、小麦粉

即席めん、コーヒール、

カレー、ソース、マー

ガリン、豆腐、ウドン

食パン、冷凍食品及び

その他食料品のうちか

(選挙事務局 有線二三六一)

### 町民税・県民税申告 所得税確定申告

# は3月15日迄に

#### 期限内に必ず 申告しましょう

昭和50年度分の町民税、県民税の申告、及び昭和49年度分の所得税の確定申告と納税は3月15日までです。

町民税・県民税の申告は地区別に巡回し相談をお受けしておりますが、所得税の確定申告をされる方は3月4日農協農機具センター階上で申告相談が行われますので、これをご利用下さい。

申告相談においてになる場合には、申告書、印鑑、所得の算出及び所得控除に必要な資料は忘れず

にご持参願います。

尚、所得税の確定申告書を提出された方は、町民税、県民税の申告の必要はありません。



### 昭和50年度 固定資産課税台帳の縦覧

地方税法第四百十五条の規定に基づき、昭和50年度固定資産課税台帳を左記により縦覧に供しておりますので、関係者は縦覧されたいとお知らせいたします。

#### 記

- ◇縦覧期間  
昭和50年3月1日から  
昭和50年3月20日まで
- ◇縦覧場所  
秋穂町役場税務課

### 税の豆辞典

#### 確定申告書に添付する書類

- 1 医療費控除—医療費を支払った領収書
- 2 生命保険料控除—一つの契約について、支払った保険料が年間九千円を超えるものは、その払込証明書
- 3 損害保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、寄付金控除—それぞれ、支払ったことを証明する書類。また、源泉徴収された所得を申告するときは源泉徴収票が必要です。

ら各店でサービスできる品。

- 三、販売価格、通常の販売価格より5%以上の割引。
- 四、表示方法、各小売店はサービス品目と割引価格を店頭に掲示する

#### 年度末資金融資保障実施

- 一 資金使途 「年度末運転資金」
- 二 保証総額 三〇億
- 三 保証限度
  - (1) 中小企業信用保険対象中小企業 五千五〇〇万円 (組合 一億五〇〇万円)
  - (2) 中小企業信用保険非対象中小企業 五千万円 (組合 一億円)
- 四 保証期間 四ヶ月以内
- 五 保証利率 年一、二%以内 (既保証残高を含め五〇〇万円以内 年一、一五%)
- 六 貸付利率 金融機関所定の率
- 七 返済条件 一括返済または分割返済
- 八 連帯保証人および担保 連帯保証人 原則として二名担保 必要に応じ徴求
- 九 取扱金融機関 保証協会と約定書を締結している金融機関十事務手続
- (1) 保証協会所定の手続きによります。
- (2) カナタイプ表示は「ネットマツ」と記します
- (3) 取扱期間 昭和五十年二月十日より同年三月三十一日まで

### 商店や事業所に働くみなさん! “共済会へ”加入しませんか



この度町内各事業所に働く従業員のみなさんの福祉増進をはかるために、秋穂町中小企業労働者共済会が発足しました。

「共済会」とは主として死亡、火災等における災害の場合の共済給付と生活、住宅資金等の融資のあつせんの事業を行います。

「加入できる人」中小企業に働いている十五〜六十四才までの健康で正常に就業している人

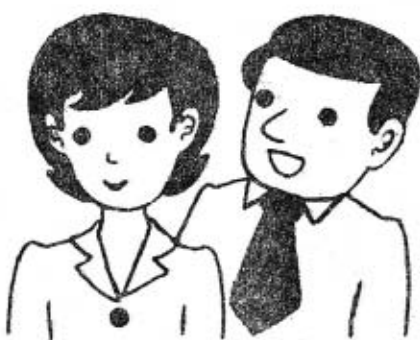
「入会金と会費」入会金として一人二〇〇円。(入会時のみ) 会費は半年間で二四〇〇円。円事業所ぐるみで加入する場合月払もできます(月四一〇円)

「共済給付」会員が普通死亡の場合(廢疾のときも同じ) 七〇万円  
交通事故死亡の場合(廢疾のときも同じ) 一七〇万円、住宅災害の場合最高五〇万円の給付がされます。

「融資のあつせん」会員は生活資金五〇万円住宅資金三〇〇万円、宅地取得資金一五〇万円の融資が受けられます。

「加入申込」事業所ぐるみで加入の場合は各事業所を経由の上、町産業課へ、個人加入の場合は直接町産業課で受付ます。三月二〇日まで申込のこと。

「会費の納入」会費は加入しよう



とする月の前月の月末日までに所定の払込み用紙で銀行振込となります。詳しいことは町産業課へ。

# 指導者研修会へ参加!

## 秋穂町環境衛生連合会

このたびは地区の衛生組織活動を、進めている関係者が、おたがいに新しい知識をえて平素の活動状況を話しあいながら、今後の明るく健康な社会づくりの糧とするために1月24日から25日まで二日間秋穂市において「水質の汚濁」「地区組織活動に望む」「自然保護の意識」を中心テーマに組織指導者研修会がひらかれました。町環連(会長三尾勝次)では、幹事、協力員など11名が参加し、有意義な研修をすることができました。

### ※参加者

- 大河内北 浜崎喜四郎
- 北条 樹田 政江
- 中道 三尾 勝次
- 中津江 山下 茂登
- 加茂 藤田 修三

- 海岸通 紀 嘉一
- 祇園町 上村 幸人
- 宮ノ旦 安田 義正
- 〃 松本 道夫
- 松本 悟郎
- (宮ノ旦指導地区のため増員) 事務員 1名



(写真は参加者のみなさん)

## 公害セミナー

- ▽日常生活のなかで、
- ▽テレビや新聞紙上で
- ▽よくみかける公害に
- ▽ついての化学的な専
- ▽門用語を毎月公害セ
- ▽ミナリに掲げたいし
- ▽ています。
- ▽このたびは、最近注
- ▽目を集めている「新
- ▽幹線公害」と「上乗
- ▽せ基準」について考
- ▽えてみましょう

### ▼新幹線公害

日本列島を縦断する新幹線の騒音と振動は沿線の住民にとっては新しい公害源で名古屋や浜松の鉄橋わきでは列車の通過時に116ホン(騒音レベル)のごう音に悩まされていくそうです。名古屋市の「新幹線対策同盟」など各地で住民運動がおきており、東北新幹線、成田新幹線、山陽新幹線などにも風当たりが強いそうです。環境庁は中央公害対策審議会に特殊騒音専門委員会を設け、国鉄も技術開発室を中心に騒音振動対策専門委員会を設けて検

## 3月 保健衛生事業

「病気とは人間が環境に敗れたときの状態である」  
ルネ・デュボア氏より

行事名	月日曜日	時間	場所	対象者
若妻学級	3月4日 火	13.00 ~ 16.00	中央公民館	結婚してはじめての妊婦
秋穂乳児相談	5日 水	13.00 ~ 13.30 (受付)	中央公民館	乳幼児とその母親
大海乳児相談	7日 金	13.00 ~ 16.00	大海分館	その母親
若妻学級	11日 火	9.00 ~ 12.00	中央公民館	結婚してはじめての妊婦
若妻学級	18日 火	9.00 ~ 12.00	中央公民館	結婚してはじめての妊婦
若妻学級	25日 火	13.00 ~ 16.00	中央公民館	結婚してはじめての妊婦

討中であり、国鉄は5カ年間に2百億円余りかけて東海道新幹線の騒音を80/85ホンまでに下げることになっているそうです。

### ▼上乗せ基準

都道府県は、法律で定める排出基準では人の健康を保護し、生活環境を保全することが十分でないと認められる区域において、これよりきびしい排出基準を条例により定めることができることとなっており、このよりきびしい基準を上乗せ基準といえます。

上乗せ基準を定めることが出来る対象は、大気関係では、ばいじ

ん・有害物質であり、水質関係では、水素イオン濃度等生活環境項目であり、いわゆる酸化物は含まれていません。

なお、水質汚濁防止法では、生活環境項目について、1日平均50トン未満の排水を排出する事業場は、規制の対象となっていないが、条例によりこれらの事業場に対しても規制のワクを広げることが上乗せ基準の設定に含まれています。



## お知らせ

若妻学級をひらきます  
このたび、山口保健所の協力を得て、結婚してはじめての赤ちゃんを迎える人を対象に、次の日程で、若妻学級をひらくことになりました。

- 該当する方が多数出席くださるよう、お待ちしています。
- (くわしいことは、保健衛生課へおたづねください)
- 3月4日(火) 13時~16時 開講式。「良い子を育てる」他
- 3月11日(火) 9時~12時 「若妻の心がまえ」「調理実習」他
- 3月18日(火) 9時~12時 「お産の準備と経過」「沐浴実習」他
- 3月25日(火) 13時~16時 「赤ちゃんの保健について」「妊産婦体操」他。閉講式。

持参するもの  
母子健康手帳(ある人のみ)  
筆記用具  
調理実習と沐浴実習のときはエプロン・体操のときはストラップス

### ▼春の狂犬病予防注射

ならびに畜犬登録の実施!  
◎とき・ところ  
4月7日(月) 大海支所  
4月8日(火) 町役場

※時間はいづれも9時30分より15時まで(但し昼休みはのぞく)

◎料  
登録料 金  
注射料 計

800 500 300  
円 円 円

※当日は印かんを持参してください。

郷土小史 (18)

秋穂浦と祇園社 ①

防長地名考に「秋穂浦と称するは秋穂湾東部山寄りの地なれど耕地の大部分を占める黒湯開作は元禄元年の拓地であるから、それ以前は屋戸、中野、天田、惣在所にわたって湾入しておったから、これらの地方をみな秋穂浦と総称して居った。大内氏の頃、豊後の大内氏と交通する海陸両道があり陸路は赤間関を経、海路はこの浦からで、注進案に秋穂浦辺に丸山と称する一丘あり、その中央をうがちて道となし」といい、その丸山の「切貫」は今も昔のままに残り、この道を上使道といった。

陶晴賢の返逆により大内義隆が深川の大寧寺で自害し果てたあと晴賢は義隆の姉の子で大友宗麟の弟にあたる大友晴英を迎えて大内氏の故地をつがせた。晴英は天文二一(一五五二)年三月、大友の兵をつれてこの秋穂浦に上陸、山口に入り、大内三二代義長となるところが弘治元(一五五五)年一〇月に安芸の毛利氏は厳島に陶晴賢を討ち、翌年山口の高嶺城に義長をせめた。義長はここ秋穂浦から船で豊後に渡ろうとしたが、時既におそく、毛利勢の三島海賊は海上警固を厳にし、毛利兵が防府から山口に進軍するに及び、村上水軍は小郡湾に向う。秋穂及び白松の沿海に大友勢の来援に備

えたのである。

このため、目的を果すことができずに長府の勝山城で翌三年四月自害し、ここに大内氏は亡び毛利氏の代となる。ゆかりの地である次に大友氏に寄寓していた大友義興の弟高弘の子、輝弘が大内氏の再興をはかり、大友氏の助けをうけ数千の大軍を率いて、豊後からここ秋穂浦に上陸した永禄一二(一五六九)年の事件については既にこの小史でものべた。

次に秋穂浦の地名を秋穂湾全地帯をさしたものととして、文禄元年(一五九二)豊臣秀吉が朝鮮征伐をした際に、防長四二ヶ浦代官大島仁右衛門が軍夫を募り、秋穂浦から壯者二百余人に対し一人を割当て徴集したといい、この時は室の下、屋戸村、花香村までの本郷側で七名、二島側南村などで四名、そのうち六人が死に、五人が生き帰ったという。秋穂浦旧記関ヶ原の戦が終わって毛利氏が防長二州を慶長五年に受領して八年の後、慶長一三(一六〇八)年の頃には秋穂浦お蔵入百姓は三〇軒であった(未繁文書)

ついで寛永二(一六二五)年に毛利氏は秋穂浦のうち六〇石を井原弾正に給している。その地所は丸山、上崎、五軒町、東本町両側江畑村であったという。そのあと間もない寛永年中の春頃、関東の海辺に蝦夷の酋長共数千の船で襲来して来たので、幕府は大いに驚き、海辺の諸侯に命じて江戸に出陣させた。井原氏も

毛利氏の命をうけ百余名をつれて船で東上した。しかし辛いことに南風波高くなって蝦夷共襲船できずに、いづれかへ去り、幕府も諸侯の労を謝し帰国させた。

井原氏は帰国して領内江の川尻に船蔵を設け、これに軍船を収めさせた。ところが世の変遷でその形跡もいつか失われ元禄一四年になって、西村の西南へ三方石垣をしてお船蔵を新築させた。ところがその後も追々諸道具も売られたり、地所も耕地化してしまつたので、嘉永年中になって井原領主は船蔵の形跡のないことをとがめ、その近傍に修築させたので、その跡は永く存じていたと、「秋穂浦旧記」

船蔵の小地名は祇園町墓場近くに残り、船蔵の家号は小林家につたわっている。井原氏は姓は藤原、鎌足の後裔で安芸国高田郡井原村の領主であった。毛利氏に従い防長に移って来た藩士中の有力者で、一門につぐ高い家格の寄組であった。寄組とは数家の手兵を寄せ集めて一軍を編成する寄合組の意で、この寄組の中から一代家老が出る仕組みであった。

井原氏の地方知行地はこの秋穂浦のほか、熊毛・三輪村、先大津・日置村で、毛利氏の側近としてこの秋穂浦の、狭くても要衝の地の監視役をしながら土地の開作につとめ、現在浦の町筋の多くの部分を開作したものであろう。しかし太平の世が近づき、この

地に足を運ぶことも少なくなったとがその記からわかる。

享保一一(一七二七)年の地下上申によると井原領は当初の二倍一二〇石(田島海上石共)となり人数も男三一〇人、女二八八人計五九八人で家数八五軒となつているから約百年の間に人口も三倍近くなつている。開作もすすみ、町並もできるほどになり、天保の頃になると、田数二町七反四畝一一歩、高六一石七斗二升八合、島数二町三反二九歩、高三〇石九斗五升二合

となつて、田の面積は縮少して人家の並ぶ町並となつたことを示している。そして元禄一四(一七〇一)年には浦西不残、髪解橋、西村まで井原大学領に組み入れられ、更に宝永七(一七一〇)年には開作費を石州で負債して潮入開作を作りこれを拝領している。(浦旧記)寛保二(一七四二)年には髪解橋のたもと、伊勢屋という商人の家に秋穂霊場を開いた性海法印が誕生して居り、商人町となつたとがわかる。

このように井原氏は慶応二(一八六六)年までの二四二年間四郎左エ門までこの秋穂浦を領有していた。(秋穂浦旧記)天保の頃の風土記にこの秋穂浦について御高札場一ヶ所あり一里塚も形ばかり存して居たと記録されているがそれがどの位置か、今はわからない。その頃の秋穂浦の

風俗について風土記に次のようにのべられている。

男は海上漁事のかせぎから廻船の船頭や船子等になつて、他所にかせぎに出る者も多く、女は島作りや塩浜のかせぎ、夕間雨間の織りつむぎ、更衣の調度などして廻船の出入りには、はしり茶などといつて女共集り、ちよう／＼しく語らい合つて風俗も他村と変つたところがあつたと。

その当時の浦の小地名は上崎、五軒町、東北戸町、東浜町、橋本江畑、髪解、東本町、西村で、この頃に中津江浜の塩田ができ、廻船業が次第に盛んになり、この浦が一段と賑やかになつて行く。この小地名のうち、最も早くできたのが五軒町で、秋穂浦古絵図「といういつ頃書かれたものか明かでないが、それによると、今の浦の町あたり大部分が入海で、善城寺下、下村の島田、大坪につづく南の高台に、片道そいに五軒町があつた。北に祇園社、南に加茂社、その間が遠浅の海に画かれている。

(社会教育指導員 田中 穂記)



# あかあさんのページ



## 品質表示 八

### 電気機械機具の品質表示

#### ⑤電気掃除機

- ◇品名および形名①に同じ
- ◇吸込仕事率、真空度および風量  
||ほこりを吸いこむ能力を示す目安となるものです。
- ◇コードの長さ
- ◇重量||付属品を含めた重さで、コードの長さとともに、掃除の際の移動性のよしあしを示すものです。

#### ◇使用上の注意||①に同じ

○ラベルは、金属板、合成樹脂板などに印刷したもので、その面積は二五センチ平方メートル以上であれば、どのような形でも差しつかえありません。また見やすい箇所に貼り付けるか、貼りつけることができないうときはコードに取り付けてよいことになっております。

#### ⑥電気冷蔵庫

- ◇品名および形名①に同じ
- ◇冷凍機の冷却方式||圧縮式(モーター式)か吸収式(加熱式)かを表示します。
- ◇冷却機の霜取り方式および霜取り操作方式||霜の取り方として強制的に加熱により行うか(強制式)、自然の温度上昇を待つて行うか(自然式)を表示します。また、霜取りのために使用者が操作を必要とするかどうかを、開始および終了のそれぞれについて表示します。
- ◇有効内容量||冷蔵スペースとして実際に使える部分の広さを示します。
- ◇外形寸法||配置場所に合った冷蔵庫を見つげるのに役立つように冷蔵庫の幅、奥行、高さを示します。

#### ○ラベルは、金属板、合成樹脂板などに印刷したもので、その面積は四十センチ平方メートル以上であればどんな形でも差しつかえありません。また、貼る場所は冷蔵庫本体の見やすい所(前面、上面または内面)にきめられています。

#### ⑦電気こたつ

- ◇品名および形名①に同じ
- ◇用途による種類||寝具の中へ入れるものか(あなかまたは就寝用こたつ)、置きこたつ、切りこたつもしくは堀りこたつ、ま

たは卓付きもしくはやぐら付きのいずれであるかを明らかにするもので、置きこたつまたは切りこたつ用の場合は小形、大形の別も表示します。

- ◇温度調節の方式||使用者が温度調節できるかどうかを示すもので、調節できるものを可変式、できないものを固定式と表示することになっております。(いずれの場合も温度調節は行っていません)
- ◇防水性||JISの浸水試験に合格したもののみ、防水形と表示します。

- ◇使用上の注意||火傷や火災を避けるために必要な注意書きを表示することになっております。
- ◇表示は電気こたつの表面の見やすい箇所にラベル(一八センチ平方メートル以上)を貼りつけるか、下げ札をコードに取り付けて行います。

#### ⑧扇風機

- ◇品名および形名①に同じ
- ◇羽根の大きさ||扇風機の形式的な大きさを示すものです。
- ◇風速および風量||最高速度で回転させたときの風の速さと風の量を示すもので、羽根の大きさが同じサイズならば、これらの値の大きいものの方が運転性能の良い品といえます。

- ◇首振り角度||首振り動作のできる扇風機について、その首振り

角度をすべて(調節できるものはそれぞれの角度を)表示することになっております。

- ラベルは金属板、合成樹脂板などに印刷したもので、その面積が二〇センチ平方メートル以上であれば、どのような形でも差しつかえありません。また見やすい箇所に貼りつけることができないうときは、コードに取り付けてもよいことになっております。

#### ⑨換気扇

- ◇品名および形名
- ◇羽根の大きさ
- ◇風量
- ◇シャッターの操作方法
- ◇使用上の注意

品名	AB-C型
および形名	15cm
羽根の大きさ(直径)	8m <sup>3</sup> /分
風量	5m <sup>3</sup> /分
シャッター	手動式
使用上の注意	<p>場合と等。掃除機、コンデンサー等を使用しないこと。</p> <p>1. 掃除機、コンデンサー等を使用しないこと。</p> <p>2. 掃除機、コンデンサー等を使用しないこと。</p> <p>3. 羽根等の合成樹脂部分および塗装面にはシンナー、ベンゼン、灯油、ベンゼン等を使用しないこと。</p>
表示者	〇〇電気株式会社

### 換気扇の例

## お知らせ

山口県消費生活モニター募集  
昭和50年度の山口県消費生活モニターを次のとおり募集していただきます。

応募される方は、役場企画室に申込用紙がありますので、期限内に手続きしてください。

(1)募集人員  
秋穂町配置数 2名

(2)申込受付期限  
昭和50年3月10日

(3)消費生活モニターの仕事  
○アンケート及び調査等への協力

(4)任期  
昭和50年4月から51年3月まで

(9)手当・その他  
謝金 年額七、二〇〇円のほか、県の行う研修会参加経費が支給されます。

